

「衛経」融資借入申込必要書類

注. 様式改正:R3.6.18「押印」欄削除、R4.7.1「創業年月」欄追加

	生活衛生改善貸付		備 考
	設備資金	運転資金	
条 件	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、生活衛生同業組合（以下、「生衛組合」という。）等から経営指導を受けている方 （注：従業員数は5人（旅館、興業場は20人）以内の組合員の方）		
書 類 の 提 出 先	生衛組合事務局		生活衛生営業指導センターで、関係書類の受理及び審査事務を受託する場合があります
1 借入推薦依頼書 （借入申込書）	○		2枚複写：2枚とも押印不要（2枚目：「お客様の情報の利用に関する同意事項」を含む） 「お名前」は自署。「創業年月」欄追加。
2 設備費見積書	○	△	「設備資金」の場合 設備工事（什器、備品等を含む）の見積書
3 営業許可書（写）又は検査確認済証（写）及び店舗平面図	○		
4 （最近2期分） 決算書又は確定申告決算書	○		「法人」の場合、最近2期分の決算書（決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表）
5 各種税金の領収書 又は納税証明書	○		所得（法人）税、事業税、県民税及び市町村民税等（最近1年分）
6 法人の登記簿謄本 又は履歴事項全部証明書	○ *法人営業		「法人」の場合のみ （前回借入から変更がなければ不要）
7 （借入金のある方） 返済予定表、預金通帳等	○ *借入金あり		借入金及び借入金残高が分かる書類（返済予定表等） 毎月の返済（引落）状況の分かる預金通帳等
8 （初回申込で不動産のある方） 不動産の登記簿謄本	○ *不動産所有者		最近6ヶ月以内に発行のもの 又は課税証明書（土地・家屋）
9 「法人税確定申告書の別表二」又は 株主を把握できる資料（株主名簿等）	○ *法人営業		「法人」の場合のみ 株主構成を把握できる確認書等
※必要に応じ元帳、通帳等日常使用されている営業に関する現物の資料を拝見させていただく場合があります。			
貸付残高合計額が1,500万円を超える借入申込の場合、次の追加資料を提出			
※ 貸付残高合計額とは、「今回の貸付並びに生活衛生改善貸付及びマル経融資の既往貸付の貸付残高」をいう。			
(1) 衛経資金特別利用に当たっての事業計画書	○		
(2) 業績の実績と今後の見込み	○		
(3) 経営指導員研修会(衛経貸付 限度額拡充関係)修了証書(写)	○		推薦ができる経営特別相談員の研修会修了証書
【貸付後の経営指導】従来の定め（貸付残高金額が550万円を超える場合の貸付後6か月以内の実地訪問等）に加え、貸付残高合計額が1,500万円以下になるまでの間、6ヶ月ごとに実地訪問を行い、「事業計画進捗報告書」及び「収支等の状況」を日本政策金融公庫へ提出する。 ※事後指導は、生衛組合の経営特別相談員が行う。			
[参考]経営特別相談員等が作成する書類			
(1) 融資推薦書（推薦付属書）	○		・生衛組合は、推薦受付簿を作成 ・融資推薦書は、生衛組合が発行
(2) 補助票	○		
[参考]生衛組合が提出する書類			
(1) 融資推薦送付書	○		公庫あて借入申込書送付書
(2) 推薦審査結果証明書	○		生衛組合が審査委員会に付議した上で、証明 ・委員長のみ署名捺印、委員の押印欄廃止

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

（公財）岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F

TEL：058-216-3670（平日9:00~17:00）

FAX：058-274-8011

E-mail：gifucenter@seiei.or.jp

